

公益財団法人 パブリックリソース財団
理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人パブリックリソース財団（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事とする。

2 原則として、理事長は理事会にかかる決議事項に関する事項及び組織、財務、事業等の方針にかかる重要事項を所掌し、専務理事はその他の組織、財務、事業の運営・執行を所掌するものとする。

3 代表理事の職務及び決裁権限は、法令、定款及び他の規程等に定めるものの他、別表に掲げる分掌の例を原則とする。

4 前項に関わらず、所掌職務及び決裁権限に疑義がある場合は、理事長及び専務理事が協議のうえ決定するものとする。

(業務執行理事)

第7条 代表理事以外の業務執行理事を選任した場合の職務権限は、理事会において別に定めるものとする。

第3章 補則

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年2月26日から施行する。(2013年2月26日理事会議決)

別表

理事の職務権限

決 裁 事 項		
項目	決裁権者	
	理事 長	専 務 理 事
理事会の決議に付す議案に関する事	○	
理事会並びに評議員会の招集	○	
理事会の議長としての主宰	○	
組織に関する基本方針及び制度設計に関する事	○	
財務に関する基本方針及び制度設計に関する事	○	
事業の基本方針及び制度設計に関する事	○	
事務局長等の重要な使用人に関する人事案の作成	○	
事務局長等の重要な使用人以外の人事の決定	○	
寄付の受入れを含む1,000万円以上の契約の締結	○	
一件につき500万円以上の支出の決定	○	
訴訟への対処方針に関する事	○	
上記以外の業務の執行及び制度の運用に関する事		○